

## 答 申

### 1 審査会の結論

埼玉県知事（以下「実施機関」という。）が平成30年11月30日付けで行った公文書開示決定及び公文書部分開示決定は、妥当である。

### 2 審査請求及び審議の経緯

- (1) 審査請求人は、平成30年10月3日付けで、埼玉県情報公開条例（平成12年埼玉県条例第77号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、実施機関に対し、「〇〇〇〇学園（学校等）の補助金について、予算計上しないという意思決定に係る文書のすべて（決定プロセスでの協議、調査、部長及び知事への説明・報告文書、知事からの指示内容がわかる文書など）、〇〇学校との間でやりとりされた文書（部署内での協議、回議書など）過去5年～現在」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- (2) これに対し、実施機関は、本件開示請求に係る公文書として25件の文書（別表1の文書①から文書⑳までの文書）を特定し、平成30年11月30日付けで、文書①から文書⑤までについては公文書開示決定（以下「本件処分1」という。）を行い、また、文書⑥から文書⑳までについては、別表2のとおり文書の一部を条例第10条第1号、第2号又は第5号に該当するとして不開示とする公文書部分開示決定（以下「本件処分2」という。）を行い、審査請求人に通知した。
- (3) 審査請求人は、実施機関に対し、平成31年3月5日付けで、本件処分1及び本件処分2の取消しを求めて、審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。
- (4) 当審査会は、本件審査請求について、令和元年8月21日に実施機関から条例第24条の規定に基づく諮問を受けるとともに、弁明書及び反論書の写しの提出を受けた。

- (5) 当審査会は、令和元年9月11日に実施機関の職員から意見聴取を行った。
- (6) 当審査会は、令和元年10月9日に審査請求人から意見陳述書の提出を受け、口頭意見陳述を聴取した。

### 3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人が主張している内容は、おおむね次のとおりである。

- (1) 審査請求の趣旨

本件処分1及び本件処分2を取り消すとの裁決を求める。

- (2) 審査請求の理由

〇〇〇〇学園（学校等）の補助金について、予算計上しないという意思決定過程に係る文書の全て及び〇〇学校との間でやりとりされた文書について開示を求めたが、意思決定過程に係る文書として開示された文書③から文書⑤までには「※〇〇学校分は計上せず」と記載されているのみで、意思決定プロセスの分かる文書ではない。

また、〇〇学校とのやりとり文書も黒塗り箇所が多く、知りたい情報が得られない。文書⑫の不開示部分は、条例第10条第5号の不開示情報に該当しない。加えて、文書⑭の不開示部分は、条例第10条第2号の不開示情報に該当しない。

- (3) 反論書及び意見陳述書の趣旨

ア (略)

イ 文書⑫のうち実施機関が「〇〇〇〇学園以外の団体に係る部分」を不開示としているが、不開示の団体は「〇〇〇〇〇」と推定される。開示された文書中にも〇〇〇〇〇の名前が一か所記載されていて、文脈から読み取れる。したがって、不開示にしなくても学園側に不都合なことはないため、開示可能な部分は開示すべきである。

ウ 文書⑭で不開示とされている部分について、実施機関は「『質問書及び回答書の内容』については、当該法人の財務状況や取引内容を含む内部情報であり、開示することにより今後法人等の団体との意見交換が円滑に行えなくなるなど、県

の行政の適正な執行に支障が生じるおそれがある」としているが、前記アで述べたように、最終的に財務問題はクリアしている。金額は不開示としても、実施機関がどのような回答をしたのか開示すべきである。主権者として、適切な調査、やりとりが行われたのか、確認する必要がある、知る権利がある。

エ 先に指摘したように、学園への補助金の不支給の理由が次々と変遷するという不当、不条理なことが、いつ、どこで、誰らが協議し、誰がどう決定したのかの詳細について、県民には知る権利がある。実施機関は、「意思決定に係る記録文書は、存在するものについては開示済み」としているが、開示されたのは文書③から文書⑤までのみであり、そこには、「※〇〇学校分は計上せず」の一行の結論のみ記載されている。これが意思決定に係る文書といえるのだろうか。実施機関は、弁明書で「予算上の扱いを予算審査の中で決定している」とするが、そうであるならば、予算審議の内容（誰らがいつ、どこでどのような検討をして審査したのか）を開示すべきである。本件開示請求において、「決定プロセスでの協議、調査、部長・知事への説明・報告文書、知事からの指示内容がわかる文書など」と具体的に内容を示して情報の開示を求めた。審査会は、埼玉県に対し、本件開示請求に対し開示された文書のほか、予算不計上とした意思決定過程に係る文書（部署内での協議や知事等の上級職又は議会・議員への報告・説明、知事等の上級職又は議会・議員からの指示、関係部署との連絡、決裁等に関する記録で、埼玉県が作成した文書（紙・メール等媒体を問わない））の有無を確認させ、その提示を求めるべきである。

埼玉県の「文書事務の手引」には、「県の事務のほとんどが文書等を通じて行われ、その主な理由は、（１）県の事務は、県民や関係者の権利、義務などに影響を及ぼすものが多いため、誰にでも正しく理解できるようにしておく必要があります。このためには、文書等によって処理することが最も確実です。（２）県の事務は組織的に行われており、事務処理に当たっては、決裁権者の承認などを得なければなりません。このためには、文書等によって処理することが最も正確です。」とある。端的にいえば、行政の仕事は文書主義といえる。実施機関が誠

実に業務を遂行しているならば、その正当性を立証するために、意思決定に係る文書を作成しているはずである。

道理に合わない、不当な理由で学園に対して補助金を予算計上しない、不支給という差別的処遇を続けた県に対する責任追及は、主権者である県民として責務である。

なぜ、不支給の理由がころころと変わるのか、今はどのような理由なのか、意思決定過程などを知る手掛かりは情報開示しかない。より良い県行政が行われるよう県民の監視、知る権利を充足するために、行政文書の不開示部分の開示は不可欠である。

#### 4 実施機関の主張の要旨

実施機関が主張している内容は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件開示請求について

(略)

(2) 本件処分2で不開示とした情報について

ア 法人その他の団体の印影

印影は、法人その他の団体の対外活動にとって重要な意義を有するものであって、開示することによって当該法人その他の団体に著しい不利益を与えることが明らかであり、条例第10条第2号に該当するため不開示とした。

イ 個人の氏名及び印影

文書⑥及び文書⑳中の個人の氏名及び印影は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、条例第10条第1号に該当するため不開示とした。

ウ 活動報告書、執行状況報告書等、団体から提出された報告の内容

文書⑥から文書⑨までの内容については、特定の法人の財務計画、財務状況及び取引内容に関する事項であって、開示することにより当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、条例第10条第2号に該当する

ため不開示とした。

エ 財務状況に係る現地確認依頼の起案文書のうち、学園以外の団体に係る部分

文書⑫で不開示とした団体に関する情報は、学園への実地調査を行うに当たり、実施機関から学園へ要請し、任意に提供を受けた情報である。この団体の情報は、学園とは別の組織に係る情報であり、実施機関ではこの団体の情報を独自に入手する手段を有していない。しかし、実地調査において、学園が有する当該団体の情報を確認することが特に必要であると考え、学園の理解を得て、任意に提供を受けたものである。

このような状況で取得した、一般的に外部への公表が予定されていない情報が第三者からの請求で開示されるとすれば、実施機関と学校法人との信頼は成り立たず、今後、所管する学校法人に対して行う同種の調査等において、任意の情報提供を受けることが困難になることは明らかである。また、学園との関係においても、本件処分2を行った時点では、学園の財政状況の健全性ははまだ確認されておらず、引き続き任意の協力依頼を行う可能性があった。このような状況で、学園から提供された情報が開示されるとすれば、実施機関と学園との信頼は成り立たず、補助金交付事務に支障が生ずることは明らかである。そのため、当該情報を開示することにより今後正確な情報の提供が受けられず、正確な事実の把握を困難にするおそれがあり、条例第10条第5号に該当するため不開示とした。

オ 質問書及び回答書の内容

文書⑬から文書⑳までは、実施機関が学園の財務状況について確認を行っていた際のやりとりに係る文書になっており、そのため、不開示とした内容部分には学園の財務計画、財務状況及び取引内容が含まれており、開示することにより当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、条例第10条第2号に該当するため不開示とした。加えて、当該不開示部分は、学園との細部にわたるやりとりの記録であり、開示することにより今後法人等の団体との意見交換が円滑に行えなくなるなど、県の行政の適正な執行に支障が生じるおそれがあり、条例第10条第5号にも該当するものである。

(3) 補助金の予算計上に係る意思決定過程について

前記(1)で述べたとおり、実施機関では、財政等の問題のほか、県議会での附帯決議や国の就学支援金裁判を総合的に勘案し、平成〇〇年度以降、学園への補助金を予算不計上とする扱いとしている。

この補助金に関する予算上の扱いについては、議会に上程する予算案の審査の中で対応を検討し、決定している。審査請求人は、補助金の交付が停止された平成〇〇年度の学園に対する補助金の取扱いに関する対応案を示す文書である証拠資料を提示し、当該文書が作成されたことを根拠に、平成〇〇年度以降の補助金の予算不計上の意思決定においても同種の書類が作成されている、あるいは、作成されているべきと主張していると思料されるが、上述のとおり予算への不計上については予算審査の中で決定しており、その決定に係る文書として作成し、現在保管しているものは、本件処分1で開示した文書③から文書⑤までのとおりである(平成27年度以前の予算関係文書については保存年限を経過しており既に廃棄)。

文書③から文書⑤までは、予算について知事に説明する際に使用する資料である。当該文書に記載されている学園への補助金の予算に関する記述自体は簡潔なものであるが、学園への補助金については、平成〇〇年度から不交付とし、平成〇〇年度からは予算不計上としており、知事をはじめ幹部職員もどのような背景があって補助金が不交付になっているかということをよく理解している。また、上述の予算特別委員会での附帯決議がなされた当時から、不交付の理由が全て解消されるような状況の変化があるわけでもないため、予算審査の過程において、新たな資料等を作成して説明等を行うような状況ではなかった。そのため、補助金を予算不計上とする意思決定過程についての文書としては、本件処分1で開示した文書③から文書⑤まで以外にはどのような文書も作成する必要がなかったものである。

## 5 審査会の判断

(1) 本件対象文書について

本件審査請求の対象となっている文書①から文書⑤までのうち、本件処分1で開

示された文書③から文書⑤までについては、審査請求人からなされた「〇〇〇〇学園（学校等）の補助金について、予算計上しないという意思決定に係る文書のすべて（決定プロセスでの協議、調査、部長及び知事への説明・報告文書、知事からの指示内容がわかる文書など）」という請求に対して開示されたものであり、知事に対する予算に係る説明の際に使用された資料及び予算の見積調書である。また、本件処分1で開示された文書①及び文書②並びに本件処分2で部分開示された文書⑥から文書⑯までについては、審査請求人からなされた「〇〇学校との間でやりとりされた文書（部署内での協議、回議書など）過去5年～現在」という請求に対して全部又は一部が開示された、学園又は実施機関により作成され、それぞれ相手方に交付された文書である。

(2) 本件審査請求の争点について

実施機関は本件処分1において、学園に対する補助金に係る予算を不計上とした際の意思決定過程に係る文書について、文書③から文書⑯までを特定した。審査請求人は、特定された文書③から文書⑯までのほかにも、対象となる文書が存在する可能性を指摘し、その有無について再度確認すべきであると主張して、本件処分1を取り消すとの裁決を求めている。これに対し、実施機関は、本件処分1で開示した文書③から文書⑯まで以外の文書の存在を否定している。そのため、実施機関の行った文書の特定の妥当性（以下「争点1」という。）が争点となる。

また、実施機関は、本件処分2において、文書⑥から文書⑯までについて、別表2のとおり文書の一部を条例第10条第1号、第2号又は第5号に該当するとして不開示とする決定を行った。これに対し、審査請求人は、黒塗り箇所が多く、知りたい情報が得られないとして、本件処分2を取り消すとの裁決を求めている。そのため、実施機関が本件処分2で不開示とした情報の条例第10条第1号、第2号又は第5号それぞれの該当性（以下「争点2」という。）が争点となる。

(3) 争点1について

審査請求人は、学園に対する補助金に係る予算を不計上とした意思決定に係る記録文書の全てについて開示請求をし、実施機関は、文書③から文書⑯までを開示し

た。文書③から文書⑤までは、それぞれ平成28年度から平成30年度までの予算に係る知事の審査の際に使用された説明資料であり、各文書には学園への補助金に係る記載として「※〇〇学校分は計上せず」という一文が認められる。

審査請求人は、学園に対する補助金の不交付及び予算不計上の理由は次々と変遷しており、当該記載のみではその変遷等も含めた予算不計上に係る意思決定過程が理解できず、開示された文書のほかにも対象となる文書が存在するはずであると主張する。また、証拠資料を提出し、加えて「文書事務の手引」を引用し、行政には文書主義の原則があるため、平成〇〇年度に作成された証拠資料と同様に、何かしらの文書が作成されているはず、あるいは、作成されるべきと主張している。

確かに、審査請求人の主張するとおり、学園に対する補助金が不交付となった平成〇〇年度から現在にかけて、補助金の不交付及び予算を不計上とする理由については、当初の不交付理由であった「財政状況が健全ではない」というものに対して理由が補充されていることが認められる。したがって新たな理由が追加されるタイミング等で、証拠資料のような文書の作成がなされているはずである等と審査請求人が考えることは理解することができる。

次に、実施機関の主張について検討する。実施機関は、学園に対する補助金を平成〇〇年度から不交付とし、平成〇〇年度からは予算不計上とする扱いとしており、その決定に当たっては、学園の財政等の問題のほか、平成〇〇年〇月定例県議会の予算特別委員会における附帯決議や国の就学支援金裁判において国が主張する〇〇による不当な支配の懸念等を勘案し、知事が総合的に判断しているとする。そして、そうした事情の下に、学園に対する補助金を予算計上しないという意思決定過程に係る文書として実施機関が現在保有するものは、文書③から文書⑤までのみであると主張している。

文書③から文書⑤までは、それぞれ平成27年度から平成29年度までに作成された予算関係の資料であるが、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号）に基づく「財務規則に定める証拠書類の保存期間について（平成30年3月30日付け出総第988号会計管理者通知）」によれば、予算関係書類についてはその保

存期間が文書完結後3年とされている。このことから、平成26年度以前については、文書③から文書⑤までと同様の予算説明用の資料及びそれ以外の補助金を予算計上しないという意思決定過程に係る検討、説明、報告等に係るあらゆる文書が本件開示請求時に存在していなかったとする実施機関の主張は、是認できる。

次に、平成27年度以降の文書については、数年にわたって補助金の不交付及び予算不計上となる理由が複数存在し、それらが解消されるような状況ではなかったこと、問題が長く継続していることから各関係者が当該事案について十分に理解しており新たに資料等を作成する必要性に乏しかったこと、予算案に関する査定の責任者である知事自身が議会答弁において学園に対する補助金を交付しないと明言している事実が認められること等に鑑みると、補助金が再交付され得るような大きな状況の変化がない中で、平成27年度以降、予算審査を含む補助金に関する事務において、文書③から文書⑤まで以外に文書を作成する必要がなかったとする実施機関の説明に、特段の不自然、不合理な点はない。また、本件開示請求に対応する文書として文書③から文書⑤まで以外のものが存在すると推測される特段の事情も認められない。

したがって、本件開示請求に対して実施機関が文書③から文書⑤までを特定したことは妥当である。

#### (4) 争点2について

##### ア 本件処分2で対象となっている文書の性質

本件処分2で対象となっている文書⑥から文書⑯までは、学園の財政状況の健全性が確認できないという理由によって、支給が打ち切られた補助金の交付の再開を求める学園と、再開には学園の財政状況の健全性の確認が必要だとする実施機関との間で取り交わされた文書である。

これらの文書は、学園が補助金の交付の再開を求めて行った実施機関への要望、あるいは、実施機関との交渉の記録の一部であり、いずれも学園の運営上の戦略に関する情報としての側面を持つ文書であるといえる。また、これらの文書は、実施機関に法令に基づく調査権限がない中で、学園の任意の協力の下で行わ

れたやりとりに関して作成されたものである。

イ 本件処分2のうち文書⑥から文書⑪まで及び文書⑬から文書⑳までにおいて不開示とされた情報の条例第10条第2号該当性

(ア) 条例第10条第2号本文は、「法人その他の団体（・・・略・・・）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」を不開示情報として規定している。この「権利、競争上の地位その他正当な利益」には、法人等が有する法的保護に値する権利、公正な競争関係における地位のほか、ノウハウ、信用等法人の運営上の地位を広く含むものと解されている。そして、「害するおそれ」があるかどうかの判断に当たっては、法人等の性格、権利利益の内容及び性質等に応じ、当該法人等の権利の保護の必要性、当該法人等と行政との関係等を十分に考慮して適切に判断する必要がある。

実施機関では、本件処分2で対象となっている文書⑥から文書⑳までのうち文書⑫を除く全ての文書について、条例第10条第2号に該当すると主張している。

そこで、当審査会では、次のaからcまでのとおり、各不開示情報の条例第10条第2号該当性について検討する。

a 文書⑥から文書⑪まで及び文書⑬から文書⑳までにおける法人その他の団体の印影

当審査会において見分したところ、対象文書において、法人その他の団体の印影は、文書の発信者名に添えて押印されているほか法人の取引内容を示す文書等に数多く記録されているものがあることが確認できた。法人等の印影は、契約締結や各種届出等において使用されるなど、法人等の対外活動において重要な意義を有するものであり、開示することにより、悪用されるなど当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、条例第10条第2号に該当し不開示とした実施機関の

判断は妥当である。

b 文書⑥から文書⑨までにおける学園からの報告の内容

文書⑥から文書⑨までは、いずれも学園の会計処理に係る報告書である。これらの文書は、学園の財政状況の健全性を確認するため、実施機関が資料の提出を要請し、その要請に応じた学園から任意に提供されたものである。

当審査会において文書⑥から文書⑨までについて見分したところ、文書⑥及び文書⑧には特定の法人の事業内容及び収支状況について記載がされた活動報告書が含まれていることが認められ、加えて、文書⑥には法人の支出に係る領収書及び法人の内部管理情報について審議された会議の議事録が、また、文書⑧には収支計算書等の法人の財務諸表が含まれていることが認められた。また、文書⑦及び文書⑨には、学園が作成した財務処理に係る詳細な報告並びに学園が財政状況の健全性を証するために用意したと思われる各種領収書及び請求書が含まれていることが認められた。

これらの情報は、法人の内部で管理されるべき独自の運営戦略、財務の執行状況又は取引に関するものであると認められる。

そのため、これらの文書の中で不開示とされた情報を開示すれば、特定の法人の財務計画、財務状況及び取引内容について開示することとなり、法人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、条例第10条第2号に該当し不開示とした実施機関の判断は妥当である。

c 文書⑬から文書⑳までにおける質問書及び回答書の内容

文書⑬から文書⑲まで及び文書㉑から文書㉕までは、文書⑫によって実施機関からなされた財務状況に係る現地確認の依頼に関し、学園から実施機関に対してなされた質問及び当該質問に対する実施機関の回答を中心とした、学園と実施機関とのやりとりに係る文書である。

文書㉖は、実施機関に対する要請活動に関する行事に参加した学園の理事長の所感が記載された文書である。

当審査会において文書⑬から文書⑳までについて見分したところ、文書⑬から文書⑱まで及び文書㉑から文書㉕までは、学園又は実施機関が作成し、相手方に発出した文書となっているが、当該やりとりにおいて双方の関心の中心となっているのは、学園の運営状況及び財務状況に係る事項であり、そのため、学園又は実施機関のいずれが発出した文書にもこれらの事項に係る記載が認められる。具体的には、学園の財務計画の細部にわたる内容、会計処理に関する情報及び非公知の取引情報といった学園の財務に関する情報である。加えて、当該やりとりの中には実施機関に対する具体的な要望及び交渉の内容といった学園の運営戦略に係る記載も認められる。そのため、これらの文書は学園の運営戦略、あるいは、財務の執行状況等を示す秘匿性の高いものであると認めることができる。

また、文書㉖は、特定のイベントに関する学園の理事長の所感という体裁とはなっているものの、当該文書も学園の会計処理に関する情報及び非公知の取引情報といった学園の財務に関する情報である。加えて、実施機関に対する具体的な要望及び交渉の内容といった学園の運営戦略に係る記載も認められる。そのため、文書㉖は、文書⑬から文書⑱まで及び文書㉑から文書㉕までと同様に、学園の運営戦略、あるいは、財務の執行状況等を示す秘匿性の高いものであると認めることができる。

- (イ) これらのことから、文書の中で不開示とされた情報を開示すれば、特定の法人の財務計画、財務状況及び取引内容について開示することとなり、法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、条例第10条第2号に該当し不開示とした実施機関の判断は妥当である。

なお、実施機関では、文書⑥及び文書㉗について条例第10条第1号の該当性を、文書⑬から文書㉕までについて同条第5号の該当性を併せて主張しているが、同条第2号のみの判断で不開示情報該当性が認められるため、同条第1号及び第5号の該当性については判断するまでもない。

- ウ 本件処分2のうち文書⑫で不開示とされた情報の条例第10条第5号該当性

条例第10条第5号本文は、「県、国若しくは他の地方公共団体（・・・略・・・）の機関、独立行政法人等又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を不開示情報とし、イからホまでを掲げている。これは、県等の事務又は事業について典型的な「おそれ」を定めるとともに、その他県等の事務又は事業の性質上、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある場合には不開示にできることを規定するものであると解される。また、県等が行う「事務又は事業」には、開示請求の対象となっている実際の事務又は事業のほか、将来行われる同種の事業も含まれるものと解すべきである。さらに、「事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」とは、事務若しくは事業の根拠となる規定又はその趣旨に照らし、公益的な開示の必要性等の種々の利益を衡量した上での「適正な遂行」と言えるものであることが必要とされる。

本件処分2において、実施機関は、文書⑫のうち、学園以外の団体に係る部分について条例第10条第5号該当性を主張している。

文書⑫は、実施機関が学園に対して財務状況に係る現地確認の協力を依頼した際の依頼文及びその起案理由から成る文書である。

当審査会で見分したところ、当該文書には、学園の財務に関連して学園以外の団体の情報が記録されていることが認められたが、実施機関は、そうした情報は学園の任意の協力の下に提供を受けたものであり、第三者からの請求により開示されるとすれば、実施機関と学園との信頼関係が損なわれ、また学園のみならず、広く学校法人に対する今後の同種の事務において支障が生ずると主張する。

ここにおいて、本件審査請求の対象となった一連の文書を改めて見分すると、実施機関は、学園との長期にわたるやりとりの中で、任意の協力要請を行いながら、学園の内部情報について提供を受けてきたという状況が認められる。

また、学園に対する補助金の支給に係る問題については、いまだ決着しているとは認めがたく、実施機関において引き続き調査・確認事務を継続する可能性が

あったことも認められる。

そのような中であっては、学園の財務に関連して提供を受けてきた学園以外の団体の情報を開示することにより、実施機関と学園との信頼関係が損なわれ、今後の情報提供を受けることが困難になるという実施機関の主張は首肯できる。

加えて、学園以外の所管の学校法人との関係においても、今後同種の調査等において法人の財務及び運営等に係る、任意の情報提供を受けることが困難になるという主張についても、否定することはできない。

そのため、当該不開示情報を開示すれば、今後学園から正確な情報の提供が受けられず、正確な事実の把握を困難にするおそれがあり、条例第10条第5号に該当するため不開示とした実施機関の判断は妥当である。

#### エ 部分開示の方法の妥当性

上記アからウまでのほか、審査請求人は、実施機関と学園とのやりとりに係る文書は黒塗り箇所が多く、知りたい情報が得られない旨主張しているが、実際に部分開示された対象文書を見ると、字句や少ない行数の範囲ではなく、1ページの全て、あるいはおおよそ2分の1ページに当たる範囲が面的に黒塗りされている部分があることが認められた。

確かに黒塗りされている部分のある箇所だけを見れば、開示することができるのではないかと考えられるものもあるが、それらの箇所も学園の財務に関する秘匿性の高い情報といわば一体化していることから、実施機関による部分開示の方法は妥当である。

#### (5) その他

審査請求人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

#### (6) 結論

以上のことから、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

宮原 均、甲原 裕子、鈴木 陽子

審議の経過

年 月 日	内 容
令和元年 8月21日	諮問（諮問第319号）を受け、弁明書及び反論書の写しを受理
令和元年 9月11日	実施機関から意見聴取及び審議（第三部会第144回審査会）
令和元年10月 9日	審査請求人から意見陳述聴取及び審議（第三部会第145回審査会）
令和元年11月20日	審議（第三部会第146回審査会）
令和元年12月26日	審議（第三部会第147回審査会）
令和2年 1月29日	審議（第三部会第148回審査会）
令和2年 2月19日	審議（第三部会第149回審査会）
令和2年 3月24日	審議（第三部会第150回審査会）
令和2年 6月10日	審議（第三部会第151回審査会）
令和2年 7月15日	審議（第三部会第152回審査会）
令和2年 8月21日	答申

別表 1

文書番号	公文書の名称
文書①	要望書に対する回答について（平成〇〇年〇月〇〇日）
文書②	要望書に対する回答について（平成〇〇年〇〇月〇〇日）
文書③	私立学校運営費補助（平成28年度予算関係）
文書④	私立学校運営費補助（平成29年度予算関係）
文書⑤	私立学校運営費補助（平成30年度予算関係）
文書⑥	準学校法人〇〇〇〇学園理事長から埼玉県総務部学事課課長あて活動報告書 （平成〇〇年〇月〇日）
文書⑦	準学校法人〇〇〇〇学園理事長から埼玉県総務部学事課あて執行状況報告書 （平成〇〇年〇月〇日）
文書⑧	準学校法人〇〇〇〇学園理事長から埼玉県総務部学事課課長あて活動報告書 （平成〇〇年〇月〇〇日）
文書⑨	学校法人〇〇〇〇学園「2014年度」会計処理について（平成〇〇年〇〇月〇〇日）
文書⑩	要望書（〇〇〇〇年〇月〇日）
文書⑪	要望書（〇〇〇〇年〇月〇日）
文書⑫	財務状況に係る現地確認について（平成〇〇年〇〇月〇〇日学事第〇〇〇号）
文書⑬	〇〇〇〇年〇〇月〇〇日付で学事課から送られた通知「財務状況に係る現地確認について」に関する質問書（〇〇〇〇年〇〇月〇〇日）
文書⑭	「財務状況に係る現地確認について」に関する質問書に対する回答について （平成〇〇年〇〇月〇日）
文書⑮	学校法人〇〇〇〇学園理事長から埼玉県総務部学事課課長あて文書（〇〇〇〇年〇〇月〇〇日）
文書⑯	〇〇〇〇年〇〇月〇〇日付け文書に係る回答について（平成〇〇年〇〇月〇〇日）
文書⑰	回答書兼連絡書（〇〇〇〇年〇月〇〇日）
文書⑱	〇〇〇〇年〇月〇〇日付け文書（回答書兼連絡書）に係る再確認について（平成〇〇年〇月〇日）



別表 2

※ 対象文書の記載は、別表 1 の文書番号による。

開示しない情報	その理由
法人その他の団体の印影	印影は、法人その他の団体の対外活動にとって重要な意義を有するものであって、開示することによって当該法人その他の団体に著しい不利益を与えることが明らかな情報であり、埼玉県情報公開条例第 10 条第 2 号に該当するため。
文書⑥及び文書⑫ 個人の氏名及び印影	個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、埼玉県情報公開条例第 10 条第 1 号に該当するため。
文書⑥から文書⑨まで 活動報告書、執行状況報告書等、 団体から提出された報告の内容	特定の法人の財務計画、財務状況及び取引内容に関する事項であって、開示することにより当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、埼玉県情報公開条例第 10 条第 2 号に該当するため。
文書⑫ 財務状況に係る現地確認依頼の起 案文書のうち、〇〇〇〇学園以外 の団体に係る部分	実施機関の要請を受けて、法人等から任意に提供された情報であって、開示することにより正確な情報の提供が受けられず、正確な事実の把握を困難にするおそれがある情報であり、埼玉県情報公開条例第 10 条第 5 号に該当するため。
文書⑬から文書⑮まで 質問書及び回答書の内容	特定の法人の財務計画、財務状況及び取引内容に関する事項であって、開示することにより当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、埼玉県情報公開条例第 10 条第 2 号に該当するため。法人との細部にわたるやりとりの記録であり、開示することにより今後団体との意見交換が円滑に行えなくなるなど、県の行政の適正な執行に支障が生じるおそれがあり、埼玉県情報公開条例第 10 条第 5 号に該当するため。